

南房総市立公園における移動販売（キッチンカー）等事業者募集要項

（令和7年5月1日施行）

1 目的

南房総市が管理する公園の利用促進や魅力向上を図るとともに、地域の賑わいや憩いの場としての機能向上を目的とします。

2 概要

（1）出店可能場所

公園名	所在地（詳細位置は別紙のとおり）
なみはらくじらパーク	南房総市和田町下三原360番地1

（2）出店可能時間

午前9時から午後5時まで（準備及び片付けの時間を含む。）

（3）販売品目

- ・営業許可証の範囲内の飲食物
- ・物販

（4）出店可能数

2区画（1区画20㎡）。1者につき1区画の使用とします。

（5）出店対象者

南房総市内の飲食販売事業者による移動販売とします。

（6）出店料

南房総市行政財産使用料条例による許可面積に応じた使用料を、全額前納にて納入していただきます。

（7）売上金額の報告

今後の公園管理について検討するための基礎データとするため、営業終了後に出店期間の売上金額の報告をお願いします。

3 応募要件等

（1）応募者の資格

応募条件は、次の要件に全て該当する者としてします。

- ①申込日に市内に住所がある法人、または個人事業者。
- ②出店申し込みに用いる言語は日本語とするため、日常会話が可能なレベルの日本語を扱える者。

③移動販売車で販売の場合、保健所及び公的機関から、移動販売車で出店や営業に係る必要な許可または資格を有する者。

④保健所が定める衛生管理が出来ること。また、衛生的に販売品を取り扱うことができること。

⑤必要に応じて相応の賠償保険を掛ける措置を講じていること。

(2) 応募ができない者

次の要件のいずれかに該当する者は、応募することができません。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（契約締結の能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員など）。

②会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく更生・再生手続き中の者。

③役員等（参加者が個人である場合にはその者。参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年度法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び役員等が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に基づく観察処分を受けている者。

④市税を滞納している者（猶予を受けている者を除く）及び法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（猶予を受けている者を除く）。

4 販売品目について

事業者登録申請時において、販売品目として認められたもの。また、以下については販売を認めません。

- ・動物、爬虫類、昆虫等すべての生き物
- ・賞味期限切れ、消費期限切れ商品
- ・アダルト商品や著しい暴力表現を含むメディアなど、公序良俗に反するもの
- ・盗品やコピー品、刀剣類及び危険物など法律や条例に違反するもの
- ・権利や資格が必要なもの、携帯電話等の別途契約が必要なもの
- ・その他、市が不適切と判断したもの

5 出店上の注意事項等

- ・園内への出入りは、公園の南側入り口（旧小学校の正門）の車止めを外して行い、出入り後は車止めを元に戻すこと。
- ・園内移動はハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に徐行すること。
- ・営業に必要な電気は、出店者が自ら用意すること。
- ・公園内立水栓の使用は可とするが、公園利用者の迷惑とならないよう配慮すること。
- ・出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
- ・出店者は、必ずゴミ箱を店の近くの見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処分すること。出店後は公園内の清掃に協力すること。
- ・キッチンカー設置エリアにおける、利用者向けのテーブル及びイス等の設置は可とする。設置範囲について申請時に公園管理者と協議すること。
- ・販促を目的としたBGMの使用は、公園利用者や近隣への迷惑にならない程度に留めること。
- ・他の出店者がいる場合は、共存を可能とする運営を行うこと。
- ・出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を公園管理者に報告すること。
- ・販売終了後は、販売日毎に設置場所の原状回復をすること。公園の施設・土地等を荒廃又は毀損したときは、公園管理者が求める損害額を賠償すること。
- ・市が実施する園内での工事などについて、事業に配慮し協力すること。
- ・悪天候やその他の理由で出店を取りやめる場合は、その旨を公園管理者に連絡すること。
- ・条例、規則及び本募集要領に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ・その他、不明な点については公園管理者と協議すること。

6 応募方法について

応募にあたっては、（１）事業者登録と（２）出店申請の手続きがあります。

事業者登録については随時受付をしております。出店申請は期間を定めて募集していますので、ホームページの募集案内をご確認ください。

事前に公園の使用状況を下見するようにしてください。

(1) 事業者登録

事前に事業者登録が必要です。事業形態、販売品目等に応じて、以下の必要な資料を提出してください。

①事業者登録（更新）申請書（様式１）

②誓約書（様式２）

③営業許可証の写し（千葉県内の保健所が発行したもの。物販や営業許可不要な飲食物は除く）

④完納証明書

⑤出店方法が分かる画像（写真等）

移動販売車について

- ・ナンバープレートを確認できる写真
- ・内装、装備等が確認できる写真
- ・全体の色や意匠が確認できる写真（車幅・車高を記入して下さい。）

※ 事業者登録（更新）申請書類は、毎年度初回出店申請時及び営業許可書を更新した時に提出してください。

(2) 出店申請（行政財産使用許可申請）

市の募集する期間について、申請受付期間内に申請してください。

他の予定と重なる場合は希望の日程に出店できないことがありますので御了承ください。

提出書類は以下の２点です。

①行政財産使用許可申請書

②別紙（出店希望日一覧）

出店者に対し、許可書及び使用料の納付書を送付します。

※ 応募者が多数の場合は抽選とします。

7 その他

本要項に定めのない事項については、市と協議のうえ決定します。

協議、打ち合わせ等、公園管理者より招集があった場合は出席をお願いします。

8 公園管理者（問合せ・申請先）

〒299-2592 南房総市岩糸2489番地

南房総市教育委員会事務局 学校再編整備課

(開庁時間：令和7年7月31日まで…8時30分～17時15分 平日のみ
令和7年8月 1日以降…8時45分～17時00分 平日のみ)

TEL：0470-46-2962

メール：g-saihen@city.minamiboso.lg.jp